

## 深浦町広報紙及びホームページ広告等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、深浦町広報紙（以下「広報紙」という。）への有料広告の掲載並びに深浦町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基本原則)

第2条 ホームページに掲載する広告はバナー広告（ウェブページに張る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、広報紙及びホームページに掲載する広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 広報紙及びホームページの行政広報媒体としての公共性、品位及び町民の信頼を損なうおそれのないもので、町民に不利益が生じるおそれがないものであること。

### (広告の掲載基準)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する広告を掲載しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- (2) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業又はこれに類似するもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告等として適当でないと認めるもの

### (広告の規格、掲載料等)

第4条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

- (1) 広報紙への有料広告

#### ア 広報ふかうら

規 格	事業者の区分	掲載料（1 枠当たり）	数 量
縦 5.0cm×横 8.5cm (1 色刷り)	町内に本社、支店、店舗、事務所等を有する事業者	3,000 円	16 以内
	町外に本社、支店、店舗、事務所等を有する事業者	5,000 円	

イ 広報お知らせ版

規 格	事業者の区分	掲載料（1 枠当たり）	数 量
縦 6.7cm×横 18.0cm（1 段） （1 色刷り）	町内に本社、支店、店舗、 事務所等を有する事業者	3,000 円	4 以内
縦 13.4cm×横 18.0cm（2 段） （1 色刷り）		5,000 円	2 以内
縦 26.8cm×横 18.0cm（1 段） （1 色刷り）		10,000 円	2 以内

(2) ホームページへのバナー広告

規 格		掲載料（1 枠当たり）	数量
・縦 105ピクセル×横 185ピクセル ・GIF（アニメーション不可）、 JPEG 形式の画像データで 10KB 以内	町内に本社、支店、店舗、 事務所等を有する事業者	2,000 円／月 10,000 円／6 箇月	8
	町外に本社、支店、店舗、 事務所等を有する事業者	5,000 円／月 25,000 円／6 箇月	

2 広告の掲載場所は次のとおりとする。

- (1) 広報紙の有料広告にあつては、表紙・裏表紙を除くページとする。ただし、お知らせ版はこの限りでない。
- (2) ホームページのバナー広告にあつては、トップページ下段とする。

（掲載期間）

第 5 条 広告の掲載期間は、1 回を単位とする。

- 2 バナー広告の掲載の開始日は、月の初日（その日が町の休日に当たるときは、その日以降の平日）とし、終了日は、月の末日（その日が町の休日に当たるときは、その休日前直近の平日）とする。
- 3 バナー広告の掲載について、町長は最長 6 箇月連続の申込み及び掲載を認めることができるものとする。

（広告の募集）

第 6 条 広告の募集は、広報紙及びホームページによる公募とする。

- 2 事業者数が募集枠数に満たないときは、前項の規定に関わらず個別に広告掲載の募集をすることができる。
- 3 1 事業者が当該月に掲載できる広告の枠数は 4 枠以内、お知らせ版は 1 ページを上限とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

（掲載申込方法）

第 7 条 広告の掲載を希望するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに申し込むものとする。

- (1) 広報紙広告 掲載希望広報紙発行日の 1 箇月前（その日が町の休日に当たるときは、その日以降の平日）までに、深浦町広告等掲載申込書（様式第 1 号）に広告原稿（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて町長に提出する。

- (2) バナー広告 掲載希望月の前月の15日（その日が町の休日に当たるときは、その日以降の平日）までに、深浦町広告等掲載申込書（様式第1号）にバナー広告の表示原稿（電子データのみ）を添えて町長に提出する。
- 2 前項の規定により広告の掲載を申し込む場合は、前項の規定に加えて業務内容概要書（様式任意）を添えて提出するものとする。
- 3 当該広告の掲載期間内に、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

（申込受付順位）

- 第8条 当該月の申込実数が募集枠を超えた場合又は希望する募集枠に2以上の申込みがあった場合は、先着順により受け付けるものとする。
- 2 当該月の募集枠に申込みができなかった事業者は、申込みがない次月以降の希望する募集枠に優先して申込みをすることができる。

（広告掲載の決定）

- 第9条 町長は、前条の規定により広告の申込みを受けたときは必要事項を確認し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、広告の掲載を希望する者に対して、深浦町広告掲載承認通知書（様式第2号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（掲載料の納付）

- 第10条 広告主（第9条第2項の規定により承認を受けた者をいう。以下同じ）は、深浦町広告掲載承認通知書到達の日から30日以内に掲載料を全納しなければならない。

（掲載料の返還）

- 第11条 既納の掲載料は返還しない。ただし、次に該当すると認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- (1) 町の都合により広告の掲載をすることができなくなったとき。
  - (2) 町長が正当な事由であると認めたとき。
- 2 前項ただし書きの規定により広告の掲載料の返還を受けようとする者は、深浦町広告掲載料返還申請書（様式第3号）に深浦町広告掲載承認通知書を添付して町長に提出しなければならない。
  - 3 広告の掲載料の返還額は、町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（当該期間が1箇月に満たないもの又はその期間に1箇月未満の端数がある場合は1箇月として計算する。）の掲載料に相当する額とする。

（掲載の取消し）

- 第12条 町長は、次に該当すると認められるときは、掲載の承認を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
  - (2) 広告の内容が第3条の規定に該当したとき。
- 2 前項の規定により掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても町長はその賠償の

責めを負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成23年 7月 1日)

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 8月14日)

この要綱は、平成25年 8月14日から施行する。

附 則 (平成27年12月 8日)

この要綱は、平成27年12月 8日から施行する。

深浦町広告等掲載申込書

年 月 日

深浦町長 様

住 所  
申込者 氏 名  
電話番号

深浦町広報紙及びホームページ広告等取扱要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載種別

- 広報ふかうら有料広告（ 回）  
希望掲載月 年 月号～ 年 月号（ 枠）
  
  - 広報お知らせ版有料広告（ 回）  
希望掲載月 年 月 日号～ 年 月 日号（ 枠）
  
  - バナー広告（ か月）  
希望掲載月 年 月～ 年 月（ 枠）
- ※リンク先のアドレス (<http://>\_\_\_\_\_)

2 担当者職氏名

\_\_\_\_\_

深浦町広告等掲載承認通知書

年 月 日

様

深浦町長

年 月 日付けで申込のあった広告等については、下記のとおり承認します。

記

1 掲載種別

広報ふかうら有料広告（ 回）

掲載月 年 月号～ 年 月号（ 枠）

金額 円

広報お知らせ版有料広告（ 回）

掲載月 年 月 日号～ 年 月 日号（ 枠）

バナー広告（ か月）

掲載月 年 月～ 年 月（ 枠）

金額 円

2 注意事項

(1) 掲載料は、本通知書が到達した日から30日以内にお支払いください。

(2) 疑義が生じた場合は、総合戦略課企画調整係と協議してください。

3 支払先

（金融機関名） 青森銀行深浦支店

（口座番号） 普通預金 30004

（口座名義） 深浦町会計管理者

深浦町広告等掲載料返還申請書

年 月 日

深浦町長 様

住 所  
申込者 氏 名  
電話番号

下記のとおり申請します。

1 掲 載 種 別	<input type="checkbox"/> 広報ふかうら有料広告（ 回） 掲載月 年 月号～ 年 月号（ 枠）  <input type="checkbox"/> 広報お知らせ版有料広告（ 回） 掲載月 年 月 日号～ 年 月 日号（ 枠）  <input type="checkbox"/> バナー広告（ か月） 掲載月 年 月～ 年 月（ 枠）  (理由) 1 町の都合により広告等を掲載することができなくなった 2 その他
2 掲載料納額等	円
3 承認 期 日	年 月 日
4 返 還 申 請 額	円
5 支払金融機関	金融機関名 口座番号 口座名義人